

沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書

沖縄県は、これまで沖縄振興特別措置法に基づき、国により5次にわたる振興策が講じられてきた結果、特に社会資本整備の面で本土との格差是正が図られるとともに、自立型経済の構築を目指した政策展開を通して観光リゾートや情報通信関連産業の振興等、多方面で着実に成果を上げてきた。

また、東西1000キロメートル、南北400キロメートルの広大な海域に160の島々が点在する本県は、我が国の領海及び排他的経済水域の保全において極めて重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、本土復帰50年を迎えようとしている今日においても、いまだ我が国における米軍専用施設・区域が集中していることや、多数の離島が散在し本土から遠隔にあること等の特殊事情を抱えており、1人当たりの県民所得は全国最下位を脱し切れておらず、労働生産性の低さや子供の貧困問題、今後想定される大規模駐留軍用地跡地における土壌汚染や不発弾等の支障除去等、短期間では解決できない多くの課題が残されている。

これらの課題の解決や、独自性豊かな沖縄の歴史、文化等を生かし、産業競争力の強化や人材育成の推進を図り、真に自立した沖縄を実現するため、沖縄振興特別措置法に基づく振興策の拡充及び強化等、国による支援は必要不可欠である。

よって、国においては、引き続き沖縄振興の総合的な施策を推進するため、特に重要な下記の事項について、これまでと同様に特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 沖縄振興特別措置法及び沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法については、地元の要望が反映されるよう沖縄県と十分に協議を行うとともに、その拡充及び強化を図るよう所要の措置を講ずること。
- 2 令和4年度沖縄振興予算については、事項要求している防災及び減災、国土強靱化対策を含め必要な経費を確保すること。また、沖縄振興一括交付金については、市町村の要望を踏まえさらなる増額を図ること。
- 3 沖縄関係税制については、令和4年度以降も延長するとともに、その効果が十分に発揮できるよう措置内容の拡充を図ること。また、各特区・地域制度に導入を予定している事業認定については、同制度を利用する事業者の負担に配慮した要件等を設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月8日

沖 縄 県 議 会

| | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|------|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | } 宛て |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | |
| 財 | 務 | | 大 | 臣 | |
| 防 | 衛 | | 大 | 臣 | |
| 沖縄及び北方対策担当大臣 | | | | | |